

## ■ 特 集

- ◆ 中国での事業再編における労働紛争  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 ..... 1

## ■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し  
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 ..... 9

## ■ 人民元レポート

- ◆ 2017 年前半の中国為替市場動向  
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 ..... 12

## ■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 33 回  
～広東省実体経済に関わる企業のコスト引き下げに関する政策方案  
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室 ..... 18

## ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国国家税务总局が「特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に  
関する公告」を公布 (第二回)  
KPMG 中国 ..... 21

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 「中国での事業再編における労働紛争」

◇この数年、中国の事業環境が大きく変化し、日系企業でも事業の縮小や内容の変更、住所移転、合併や持分譲渡等の組織変更、解散などの事業再編が活発となる中、特に従業員の解雇を伴う場合、経済補償金の支払等を巡って会社側と従業員との間で紛争に発展する例が増えている。

◇特に事業再編を行う際に起こりがちな労働紛争には、人員削減（経済的人員削減、客観的状況の変化に伴う）、自主退職時の経済保証金の支払（持分譲渡、合併、会社の移転に伴う）、解散（経済補償金の追加要求、労働契約の終了、有給休暇の買い取り、法定医療期間、妊娠・出産・授乳期間にある従業員に対する補償に係る）等を巡るものが挙げられる。

◇事業再編における紛争の原因の多くは、会社が従業員に対する説明や従業員との協議を行わずに一方的に実行しようとするにある。法的に従業員への説明が要件とされていない場合でも、従業員の感情的な反発を引き起こさないためには、従業員の立場尊重、関係法令の規定遵守、従業員の誤解を招かないような明確な説明が特に重要と思われる。

### 経 済 「中国経済の現状と見通し」

◇2017 年 1-3 月期の実質 GDP 成長率は前年同期比+6.9%と 2 四半期連続で小幅加速。習近平政権が経済政策の中核に据える「供給側改革」の最重要課題として進められている過剰生産能力の削減に伴う鉱業・重工業向け投資の低迷をインフラ投資と輸出の拡大が補った形となっている。

◇政府の「供給側改革」継続スタンスの下、景気減速圧力は不可避ながら、雇用重視の方針も明示。本年秋の共産党大会までは安定成長維持は譲れない一線であり、減速ペースは緩やかなものにとどめる方向での政策運営を想定。2018 年にかけても前年比+6%台の成長維持を予想。

◇足元で実体景気が安定感を増すなかで、当局の危機意識は金融リスク回避に向けられているが、デレバレッジと金融資本市場の安定の両立は容易ではなく、市場における突発的なリスクの顕在化に十分な注意が必要。

### 人民元レポート 「2017 年前半の中国為替市場動向」

◇2016 年後半からのドル高人民元安進行が年明けからストップし市場が安定したのは、米政治状況の混乱によりドルインデックスが下落したことが最大の要因と思われる。ほかに当局の資本流出規制や SHIBOR 金利上昇に伴うドル人民元の金利差拡大が挙げられる。

◇また、今年 5 月下旬からの急速な人民元高進行の背景には、マクロファンダメンタルズの的確な反映のためとした人民元の新基準値設定方法の発表や、何らかの当局の行動があったのではないかと推測されるオンショア・オフショア両市場での急速な人民元高進行がある。

◇当局がここまで人民元高志向を強める理由は、外貨流入拡大による国際収支の改善、トランプ大統領が一旦取り下げた為替操作国批判再燃への備え、秋の共産党大会を控えた為替市場発の混乱回避等にあり、こうした当局スタンスに短期的な変化はないとみられる状況下、本年後半のドル人民元市場は一定幅のレンジ内で膠着した値動きになると予想。

### **連 載** 「華南ビジネス最前線 第 33 回～広東省実体経済に関わる企業のコスト引き下げに関する政策方案」

◇広東省人民政府は、国務院が昨年公布した企業コスト削減に関する政策方案の効果を受け、本年 3 月 2 日、国の施政方針に広東省経済の実情を考慮し、より明確且つ豊富な施策により省内企業のコスト削減を目指す「広東省の実体経済における企業コスト削減に関する政策方案」を公布。

◇本「方案」は省内の企業活動にかかるコストを 2018 年末迄に 2,000 億元引き下げる目標を掲げ、税金・行政手数料の引き下げ、人件費の引き下げのほか各種施策を盛り込んでいる。「方案」の実施細則は、施策に関わるそれぞれの官庁が策定し、遅くとも今年 6 月末には実施される予定。

◇中国の製造業を取り巻くビジネス環境が厳しさを増し、企業にとってコストの引き下げは最大の経営課題となるなか、広東省政府も同省の製造業の優位性を守るため、企業の負担軽減により良質な製造業の省外への移転に歯止めをかけようとしている。

### **スペシャリストの目**

### **税務会計** 「中国国家税务总局が『特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に関する公告』を公布 (第二回)」

◇「特別納税調査調整および相互協議手続に関する公告」(6 号公告/2017 年 5 月 1 日施行)は、国家税务总局 (SAT) が過去に公布した多くの関連法規と実務を統合し、BEPS 移転価格ガイドラインを現地化したもので、特別納税調査、比較性分析および移転価格算定方法、無形資産に関する特別条項、役務に関する特別条項、相互協議手続の概ね 5 つの大項目から成る。

◇無形資産に関する特別条項については、従来の SAT の無形資産の移転価格に対する独特のアプローチ方法を、BEPS のガイドラインに統合。企業が受け取る、あるいは支払うロイヤリティは、無形資産が企業にもたらす経済利益と合致すべきと規定。

◇役務に関する特別条項については、SAT の立場をより反映し、従来の規定と実践を通して、関連役務取引が独立企業間原則に従うか否かの判断を求めている。

◇相互協議手続については、従来の規定に従い、租税条約条項の解釈または実施に関する相互協議手続を実行するとしている。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2017 年 7 月 20 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



## 中国での事業再編における労働紛争

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

この数年、中国の事業環境が大きく変化する中で、日系企業でも事業の縮小や事業内容の変更、住所の移転、合併や持分譲渡などの組織変更、また解散・清算など様々な形の事業再編が活発に行われるようになってきているが、実行過程で従業員との間に対立が生じ、紛争に発展する例が増えている。

会社の決定に対して従業員が反発し、あるいは会社に対して要求を提起するといった状況は広く見られる。特に事業再編で従業員の解雇（労働契約の解除）を伴う場合に、会社側のやり方や経済補償金の支払いをめぐる紛争になるケースが目立つ。この背景には、労働紛争の増加、「労働契約法」をはじめとする労働法制の整備といった環境変化の中で、労働者の権利意識や法律知識が高まっていることもあるように思われる。

今回は、事業再編を行う際に起こりがちな従業員との労働紛争を取りあげ、その概要と留意点について述べてみたい。

### 1. 人員削減での紛争

#### (1) 「経済的人員削減」をめぐる紛争

事業の縮小や合併、持分譲渡などに伴って一部の従業員を解雇する場合、「労働契約法」では、会社と従業員との合意による労働契約の解除のほか、経済的人員削減、客観的状況の変化による労働契約の解除が可能とされている。

このうち経済的人員削減は、人数と必要性の要件、削減対象の制限があるが、従業員への状況説明、意見聴取を経て労働部門に報告すれば実行できるとされ、従業員との合意を要件としていないことから、この方法を選択する企業が多い（下記「労働契約法」第41条）。しかし、この方法を実行した場合、従業員が「労働契約法に定める生産経営に重大な困難が生じた場合」という要件に当たらない」とか「手順に反している」などを理由にあげて削減自体に反発し、あるいは会社が提示した補償内容に対して不満を表し、紛争になることが多い。

「労働契約法」の「生産経営に重大な困難が生じた場合」が具体的にどういう状況を指すかについては、関係法令には統一の規定がないが、一般的には3年連続で欠損を生じ、かつその額が増加していることとされており、これに該当しない場合には従業員が反発する可能性が高い。

一方で、残留する従業員からは、自分たちにも経済補償金を支払うよう要求が出るのが往々にしてある。これは会社の経営状態が悪化している場合、「将来、経済補償金がもらえないかもしれない」と不安を覚えるためだろう。

こうした状況に鑑みると、経済的人員削減の方法を採用する場合には、あらかじめ「労働契約法」に定められる要件を満たすかどうか、削減案に合理性があるかどうかを慎重に検討し、実行にあつ

ては手順にミスがないように注意するとともに、従業員の意見をふまえた補償案を策定すること、また残留する従業員に対して処遇を説明することが必要と思われる。

第 41 条 以下の事由の 1 つに該当し、20 人以上または企業従業員総数の 10%以上の従業員を削減する必要がある場合、使用者は 30 日前までに工会または全従業員に対して状況を説明し、工会または従業員の意見を聴取した後に、人員削減案を労働行政部門に報告した上で人員削減を行うことができる。

- (1) 企業破産法の規定によって企業更正を行う場合
- (2) 生産経営に重大な困難が生じた場合
- (3) 生産転換、重大な技術革新または経営方式の調整があり、労働契約を変更した後もなお人員削減が必要な場合
- (4) 労働契約締結時に依拠した客観的な経済状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能となった場合

人員削減にあたっては、以下の人員を優先的に残さなければならない。

- (1) 使用者と比較的長期の固定期間労働契約を締結している者
- (2) 使用者と無固定期間労働契約を締結している者
- (3) 家庭に他に就業者がおらず、扶養の必要がある老人または未成年者がある者  
(後略)

## (2) 「客観的状況の変化」による労働契約解除をめぐる紛争

「労働契約法」では、客観的状況の重大な変化によって労働契約の履行ができなくなった場合、従業員と個別に労働契約の変更協議を行い、合意に至らない場合、会社は 30 日前までに書面で通知するか、1 ヶ月分の賃金を支払えば、一方的に労働契約を解除できるという規定がある（下記「労働契約法」第 40 条。）この方法は、上記の経済的人員削減の要件を満たさない場合に選択することが多い。

ただし、経営の悪化を理由として「客観的状況の変化」による解除を通知した場合、従業員が違法だとして反発することがある。「客観的状況の変化」の基準については、「労働法」（1995 年施行）の同様の規定についての旧労働部の説明で、不可抗力のほか、企業の移転、合併、資産の移転などが例示される一方、経営の悪化は含まないとされている（注 1）が、従業員は弁護士などからこうした知識を得ていることが多い。

したがって、経済的人員削減の要件を満たしていない状況で、まとまった数の人員削減を行う場合には、希望退職者を募集し、最終的には労働契約の合意解除とするやり方が適当と思われる。

第 40 条 以下の事由のいずれか 1 つに該当する場合、使用者は 30 日前までに書面で労働者本人に通知するか、または労働者に 1 ヶ月の賃金を別に支払えば、労働契約を解除することができる。

(中略)

- (3) 労働契約を締結したときに依拠した客観的状況に重大な変化が生じたことにより労働契約の履行が不可能となり、使用者と労働者が協議を経ても労働契約の内容変更について合意できなかった場合

## 2. 自主退職時の経済補償金の支払いをめぐる紛争

### (1) 持分譲渡での紛争

現地法人の出資持分をすべて他社に譲渡する場合、従業員にいったん経済補償金を支払って労働契約を解除し、譲渡手続きが完了した後に改めて労働契約を締結するよう要求が出ることもある。特に、譲渡先が中国企業の場合にはよくある。これは、出資者が変わることで、賃金など待遇の引き下げや業務の変更などが行われるのではないかという不安を覚えるためだろう。

法律上は従業員が自己都合で退職する場合、経済補償金を支払う義務はない（下記「労働契約法」第 46 条）とされるが、従業員からこの要求が出た場合には、法の規定を説明しても納得を得ることは難しい。

持分譲渡では、譲渡先から事前に人員削減を要求されることもあるが、そうでない場合には両当事者が事前に従業員に対して譲渡の経緯や譲渡後の経営方針、処遇を説明し、理解を得るようになることが必要である。また、従業員の理解が得られない可能性がある場合には、全員に経済補償金を支払って労働契約を解除し、必要な従業員とのみ労働契約を再度締結するという方法も考えられる。その場合には、経済補償金の費用を譲渡代金で調整するなどあらかじめ当事者間で話し合っておくべきである。

第 46 条 以下の事由の 1 つに該当する場合、使用者は労働者に経済補償金を支払わなければならない。

- (1) 労働者が本法第 38 条の規定により、労働契約を解除する場合（注：使用者の瑕疵により従業員から労働契約を解除する場合）
- (2) 使用者が本法第 36 条の規定により、労働者に労働契約の解除を提起し、かつ労働者と労働契約の解除について合意した場合（注：使用者と従業員の合意により労働契約を解除する場合）
- (3) 使用者が本法第 40 条の規定により、労働契約を解除するとき（注：使用者から一方的に労働契約を解除する場合）
- (4) 使用者が本法第 41 条第 1 項の規定により、労働契約を解除するとき（注：人員削減の規定により使用者から労働契約を解除する場合）
- (5) 使用者が労働契約で約定した条件を維持または引き上げて労働契約を更新する場合で、労働者が更新に同意しない場合を除き、本法第 44 条第 1 号の規定により固定期間労働契約を終了する場合（注：労働契約の期間満了に伴い労働契約を終了する場合）
- (6) 本法第 44 条第 4 号、第 5 号の規定により、労働契約を終了する場合（注：使用者の破産、中途解散などにより労働契約を終了する場合）
- (7) 法律、行政法規に規定されるその他の事由

### (2) 合併での紛争

複数の現地法人間の吸収合併で、消滅する会社の従業員が存続する会社に移転する場合、従業員が労働契約の継続を嫌って退職（労働契約の解除または終了）を申し出、経済補償金の支払いを要求するケースもある。

合併での労働契約の移行について、「労働契約法」では、元の労働契約は引き続き有効で、権利・義務を継承する使用者が履行すると明確に定められている（下記「労働契約法」第 34 条）。ただし、この規定は労働契約が自動的に移行することを意味するものではないとする意見も法律専門家の中

に多いようである。移転先の会社には元の労働契約を継承する義務が課されるが、それは元の会社での労働契約の終了という手続きを経て行われるので、従業員には元の会社との労働契約を終了するかどうかを選択する権利があるというものである。

会社が自己都合による退職を理由に経済補償金の支払いを拒否し、従業員が仲裁や裁判を提起した場合、会社に対して協議・合意による労働契約の解除と経済補償金の支払いを言い渡される傾向がある。したがって、持分譲渡と同様、あらかじめ従業員に対して合併後の処遇について説明し、理解を得ておくことが重要である。

一方で、実務上も、労働契約の再締結を余儀なくされることがある。これは、地方の社会保障部門が従業員の社会保険の移転にあたって、社会保険事務機構が移転先の会社として労働契約を新たに締結しないと認めないためである。この場合、結果的に経済補償金を支払わざるを得なくなる。

第 34 条 使用者に合併または分割等の事由が生じた場合、元の労働契約は継続して有効であり、労働契約はその権利・義務を継承する使用者が継続して履行しなければならない。

### (3) 会社の移転時の紛争

会社が政府から立ち退き要請を受けて移転する場合、あるいは自主的に移転する場合でも、従業員が勤務地の変更を嫌って退職（労働契約の合意解除）を申し出、経済補償金の支払いを要求することもある。

その理由は、通勤が困難になるためというものが多いが、別の省に移転する場合には、医療保険が適用される指定病院が少ないとか、養老保険の給付額が少なくなるなど社会保険の待遇が下がるためというものもある。養老保険は、国の統一基金と個人積み立て口座の両方から支払われるが、このうち国の統一基金からの給付額はその地方の前年度在職労働者月平均賃金が計算基数とされているため、平均賃金が低い地方への移転を嫌う。

上記のとおり、自己都合で退職する場合には経済補償金の支払いは不要とされているが、会社側がこれを理由に経済補償金の支払いを拒否し、従業員が仲裁か裁判を提起した場合、労働契約の変更について合意しているかどうか問われる。会社の移転は、労働契約に定めた業務場所の変更に当たるため、労働契約の変更について協議を行わなければならないとされている（下記「労働契約法」第 17 条、第 35 条）。

広東省では、同じ市内での移転で、従業員が公共交通機関を利用できるか、会社が交通費補助や無料送迎などの利便を提供する場合には労働契約は引き続き履行されるという規定がある（注 2）が、多くの地方では従業員が同意していない場合には経済補償金の支払いが命じられることが多いようである。

会社の移転にあたっては、あらかじめ従業員に説明し、同意を得ることが必須である。会社が引き続き雇用したい従業員が移転に難色を示している場合には、一般には賃金を上げるというやり方が採られるが、別の省への移転で従業員が社会保険待遇の問題を提起している場合には、移転元の地方に分公司を設立し、分公司名義で労働契約を締結してその地方で継続加入するという方法も考えられる。

第 17 条 労働契約は、以下の条項を含まなければならない。

(中略)

(4) 業務内容及び業務場所

(後略)

第 35 条 使用者と労働者が協議により合意した場合には、労働契約の内容を変更することができる。労働契約の変更は、書面によらなければならない。(後略)

### 3. 解散における紛争

#### (1) 経済補償金の追加要求をめぐる紛争

日系企業では、解散を決定した場合、商務部門への届出または認可申請の前に従業員に解散を通知して補償案を提示し、協議・合意によって労働契約を解除するやり方を探ることが多いようである。これは、解散認可までに従業員を解雇し、清算をスムーズに行いたいという意向があることと、2016 年 9 月末までは外商投資企業の解散は一律に商務部門の認可を要するとされていたが、商務部門から従業員の解散後の処遇について合意しているか、少なくとも協議を行っていることが要求されていたことがある。

会社の補償案は、経済補償金の計算基準となる勤続年数に応じた月数を若干の上乗せにとどめ、別に通知から退職日までの賃金や奨励金を支払うとする傾向があるが、これに対して従業員から月数の大幅な上乗せ要求が出ることが多い。

会社としては、従業員に解散を通知した後は正常な業務ができなくなる可能性があるため、顧客への製品供給責任から在庫の積み増し、いわゆる“作り溜め”を行うが、そのために残業が多くなると、従業員としては賃金や奨励金よりも経済補償金のさらなる上乗せを勝ち取った方がよいことになる。これは、経済補償金の計算基数が直近 12 ヶ月の残業代を含む月平均賃金とされているためである。

#### <経済補償金の計算公式>

2007 年 12 月 31 日以前の分：退職月の直近 12 ヶ月の月平均賃金（上限なし）×勤続 1 年につき 1 ヶ月（12 ヶ月が上限）

2008 年 1 月 1 日以降の分：退職月の直近 12 ヶ月の月平均賃金（所在地の省または区を設置する市の前年度労働者平均賃金の 3 倍が上限）×勤続 1 年につき 1 ヶ月（所在地の省または区を設置する市の前年度労働者平均賃金が 3 倍超の場合は 12 ヶ月が上限、その他は上限なし）

\*直近 12 ヶ月の月平均賃金は、個人所得税と社会保険料個人負担分の控除前の総支給額で、給与、諸手当、賞与を含む。

\*勤続期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合は 1 ヶ月、6 ヶ月未満の場合は 0.5 ヶ月として計算する。

こうした要求に対しては、会社の財務状況をふまえて対応するほかない。経済補償金は本来、日本の退職金と違って、次の仕事を得るまでの生活費の性格を持つものである（そのため養老保険を給付される定年退職者には支払われない）。法定の経済補償金をクリアしていれば、あとは割り増し補償となるので、無理をしてまで譲歩することはない。

補償協議が膠着した場合、会社の補償案に応じるかどうかで従業員の意見が分かれることはよくあることである。一部の従業員があくまで応じない場合、清算開始後に清算グループが協議を引き

継いで、最終的に労働契約の「終了」を通告するということが現実的な解決方法と言える。

一方、会社が残業代などに計算ミスをしていたり、社会保険料を規定どおりに納付していなかったりということがよくあるが、その場合には従業員は賠償金の意味合いで強硬に月数の上乗せを要求してくるので、その勢いに押されて応じてしまいがちである。

しかし、本来これらは別個に計算し、支払うべきものである。残業代を正しく支払っていない場合は、不足額を計算し直して支払えばよく、賠償金など労働部門の命令がない限り支払う必要はない。また、社会保険料は、例えば納付基数（前年度月平均賃金）が実際よりも低かった場合、社会保険事務機構に修正申告の上、不足額と滞納金を追納すべきで、従業員に支払うべきものではない。

解散に伴う労働契約解除での補償の協議では、従業員側と冷静に協議を行えるかどうか混乱を避け、合意に至るための条件となる。そのためには、協議の相手を適切に選定すること、「労働契約法」などの法令に違反しないことを前提として会社から先に補償案を提示すること、従業員の要求については法定のものとそうでないものを区別し、法定外のものについては資金的に可能な範囲で受け入れる姿勢を示すことがポイントと思われる。

## (2) 労働契約の「終了」をめぐる紛争

「労働契約法」では、「使用者が中途解散を決定した場合」には労働契約は終了することが定められている。また、その手続きは従業員への説明や協議を行う義務はなく、条件も法定の経済補償金を支払えば可能とされている（下記「労働契約法」第44条）。この規定は、企業が解散・清算をスムーズに行う上で有利のように思われるが、現実はこの規定を根拠として従業員に労働契約の終了を通告した場合、従業員の反発を招き、紛争に発展しがちである。

それは、労働契約が終了する時点についての規定が不明確なことによる。政府労働部門や司法機関の間にも様々な意見があり、株主が解散を決定した日、商務部門が解散に同意した日という意見がある一方、清算が完了した日、工商部門での登記抹消を申請した日という意見もある。後者の意見を採用する人は、労働契約が終了するまでは清算期間中であっても労働関係を終了するには労働契約の「解除」が必要であるとする。

従業員は、弁護士などから法律知識を得ていることが多く、企業が労働契約の「終了」を通告した際に、従業員が「解散を決定しただけでは会社はなお存続している」としてこれに応じず、協議による労働契約の「解除」を要求することが起こりうる。

また、解散の決定だけで労働契約の「終了」を通告した場合、従業員が「偽装解散ではないか？」として反発し、騒動を起こすこともある。これは、労働契約を終了した後にも経営を続けている企業があることを従業員が知っているからである。

これに対しては、解散の決定書だけではなく、清算グループの関係部門への届出や新聞公告をもって説明できるかもしれないが、それでも政府の同意を得ていないとして反発することもある。しかも、2016年10月から外商投資企業の解散に関わる行政手続きが、「外商投資参入特別管理措置」（外商投資ネガティブリスト）に該当する企業を除き、商務部門の事前認可から事後の届出に変更され、同意文書（「批復」）が交付されなくなったこともあり、従業員を納得させることがさらに難しくなっている。

紛争となった場合、労働部門などは企業に対して従業員との協議による「解除」を勧める傾向があり、結果的に経済補償金の積み増しなど従業員の要求に応じざるをえなくなる。

この方法を採用する場合は、解散を決定し、清算業務を開始した後に清算グループが企業を代表して対応にあたることになるが、従業員が反対した場合には時間がかかる。また、清算業務への従業員の協力が得にくいことから、清算の結了が遅れることになりかねない。したがって、解散・清算をスムーズに行おうとすれば、企業の解散決定を理由として労働契約を終了する方法は、必ずしも有効な方法とは言えない。

第 44 条 以下の事由のいずれか 1 つに該当する場合、労働契約は終了する。

(中略)

(5) 使用者が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、取り消された場合または使用者が中途解散を決定した場合

### (3) 有給休暇の買い取りをめぐる紛争

労働契約の「終了」でも「解除」でも、従業員からは様々な要求が提起される。その中で、多くの企業に共通するのは有給休暇のいわゆる買い取りで、中には退職日が 1 年の途中であってもその年の有給休暇をすべて買い取るよう要求が出る例もある。従業員の論拠は、「今年の年次有給休暇は去年働いたから享受できる」というもので、これは誤解によるものか“ダメ元”での要求だが、地方の末端の労働部門でもそのように理解している人がいるので注意を要する。

有給休暇に関する規定では、以下のとおり、退職時の有給休暇の買い取りはその時点で未消化の日数で計算することが明確に定められているので、それに従って支払えばよい (注 3)。

<有給休暇の買い取りの計算公式>

未消化の年次有給休暇の買い取り額 = 本人の 1 日当たり賃金 × 未消化の年次有給休暇日数 × 300%  
 本人の 1 日当たり賃金 = 直近 12 ヶ月の時間外賃金を除く月平均賃金 ÷ 21.75 日  
 未消化の年次有給休暇日数 = (当該使用者での当年の経過日数 ÷ 365 日) × 本人の年次有給休暇日数 - 当年の消化済みの年次有給休暇日数

一方、企業の中には、就業規則などで有給休暇の適用条件を入社後 2 年目以降としている例があるが、この場合、1 年目の有給休暇の買い取り要求が提起される可能性がある。有給休暇に関する規定では、「従業員が連続して満 12 ヶ月以上就業した場合、有給休暇を享受する」と規定されているが、その意味は他社での就業も含むとされているため (注 4)、この情報を得ていれば必ず提起される。この場合には、買い取りはやむを得ない。ただし、従業員からは賠償金の支払い要求が出ることがあるが、これについては法の規定に従って支払う必要はない (注 5)。

### (4) 法定医療期間、妊娠・出産・授乳期間にある従業員との補償をめぐる紛争

解散にあたっては、病気やケガで法定の医療期間にある従業員や妊娠・出産・授乳期間 (「三期」) にある女性従業員から特別な補償の要求が出るのが普通である。

これらの従業員の扱いについて、「労働契約法」その他の関係法令では、労働契約の解除制限や休暇中の待遇が定められているが、これは企業の存続を前提としたもので、企業が解散する場合の扱いについては明確な規定がなく、そのために紛争になりやすい。一部の地方では、企業の解散に伴って労働関係を終了 (「解除」または「終了」) する場合の補償基準についての規定がある (注 6) が、他の地方では仲裁や裁判になった場合に個別に判断されている。

これらの状況にある従業員であっても、合意による労働契約の解除は可能とされているので、協議を通じて補償条件を取り決めるのがよい。その場合は、一定の期間内で会社が存続した場合に補償される賃金を支払うのが適当と思われる。

なお、労災が認定された従業員との労働契約の解除または終了については、「労働契約法実施条例」で、経済補償金のほかに、労災保険の規定に従って労災医療補助金と障害就業補助金を一括して支払うことが条件とされているので、これに従えばよい。

以上に述べたように、事業再編における紛争には様々なケースがあるが、その原因は多くの場合、会社が従業員に説明をせず、あるいは従業員と協議を行わずに一方的に実行しようとするところにある。人員削減や移転など従業員との協議が法的に義務づけられるものは勿論のこと、持分譲渡や合併、解散による労働契約の終了など法的には従業員への説明を要件とされていないものでも、従業員の感情的な反発を引き起こさないためには、十分な説明が必要である。そのやり方については、会社の状況や従業員との関係によって異なるが、説明や協議にあたっては、従業員の立場を尊重すること、関係法令の規定を遵守すること、従業員が誤解を生じないように明確に説明し周知徹底することが特に重要と思われる。

- (注1) 『労働法』の若干の条文に関する説明(労弁発[1994]289号、1994年9月5日発布・実施)で、「客観的状況とは、不可抗力の発生または労働契約の全部もしくは一部の条項が履行できなくなった客観的状況、例えば、企業の移転、合併、企業資産の移転等を指し、かつ、使用者が破産に瀕して法定整理期間にある場合または生産経営状況に重大な困難が発生した場合を除く」と規定されている。
- (注2) 「広東省人力資源・社会保障庁の企業の方式転換・昇級過程での労使紛糾予防処理業務を適切に行うことに関する意見」(粵人社規[2013]3号、2013年6月19日発布・実施)
- (注3) 「企業従業員年次有給休暇実施弁法」(人力資源・社会保障部令第1号、2008年9月18日公布・施行)
- (注4) 「人力資源・社会保障部弁公庁の『企業従業員年次有給休暇実施弁法』の関係問題に関する回答」(人社庁[2009]149号、2009年4月15日発布・実施)
- (注5) 「従業員有給休暇条例」(国务院令第514号、2007年12月14日公布、2008年1月1日施行)には、賠償金についての規定があるが、これは買い取りで支払うべき賃金を支払わない場合に、労働部門が支払いを命じることができるとされている。
- (注6) 例えば、無錫市の規定では、法定医療期間内の従業員に対しては法定の医療補助費と残りの医療期間内の賃金を一括して支払うこと、「三期」の従業員に対しては残りの期間の賃金(本人の基本賃金の80%以上)を一括して支払うこととされている。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：[r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp) TEL：03-6733-3948



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行  
 経済調査室  
 調査役 萩原 陽子

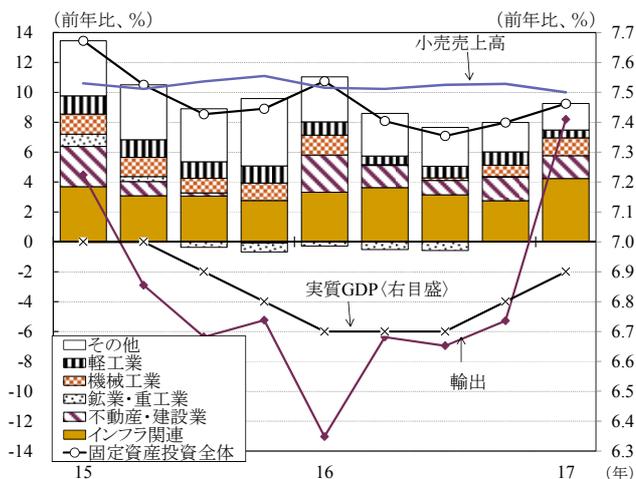
本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>

1. 現状：1-3月期の実質GDP成長率は前年比+6.9%と2四半期連続で小幅加速

中国経済は安定成長を続けている。実質GDP成長率は前年比+6.7~6.9%という狭いレンジでの推移が2年近くに及ぶなかで、1-3月期には同+6.9%と2四半期連続で小幅加速した(図表1)。別統計から詳細をみていくと、習近平政権が経済政策の中核に据える「供給側改革」の最重要課題として進められている過剰生産能力の削減に伴い、鉱業・重工業向け投資の低迷状態に変わりはないものの、それをインフラ投資と輸出の拡大が補った形である。より直近4月の経済指標は、好調であった3月に比べれば総じて減速したが、2月以前とは遜色ない伸びを確保している(図表2)。特に輸出の増加基調が定着した兆しがみえることは朗報であろう。海外景気の持ち直しに加え、実質実効相場からみると2016年に人民元高の修正が進んでおり、価格競争力の悪化に歯止めがかかったと考えられる。

図表1：中国の固定資産投資とGDP関連指標



(資料) 中国国家統計局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の主な月次経済指標の推移

	2016年		2017年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
輸出(前年比、%)	▲ 1.5	▲ 6.2	3.8		16.4	8.0
輸入(前年比、%)	5.5	3.1	26.3		20.4	11.9
固定資産投資(都市部) (年初来、前年比、%)	8.3	8.1	8.9		9.2	8.9
小売売上高(前年比、%)	10.8	10.9	9.5		10.9	10.7
工業生産(前年比、%)	6.2	6.0	6.3		7.6	6.5
製造業PMI	51.7	51.4	51.3	51.6	51.8	51.2
非製造業PMI	54.7	54.5	54.6	54.2	55.1	54.0
消費者物価(前年比、%)	2.3	2.1	2.5	0.8	0.9	1.2
生産者物価(前年比、%)	3.3	5.5	6.9	7.8	7.6	6.4

(注)1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家統計局発表の指標。

2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したものを示す。

(資料) 中国国家統計局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 2. 見通し：景気減速は不可避ながら 2018 年にかけても前年比+6%台の成長は維持

先行きを展望するに当たっては、過剰生産能力の削減を中核とする「供給側改革」を継続するという政府のスタンスを念頭に置く必要がある。これがもたらす景気減速圧力は不可避ながら、雇用維持を重視する方針も明示しており、減速ペースは緩やかなものにとどめる方向での政策運営が想定される。とりわけ 2017 年秋の共産党大会（5 年に 1 度の最重要会議）までは、安定成長の維持は政府としては譲れない一線であろう。さらに、2018 年にかけても前年比+6%台の実質 GDP 成長は維持するものと予想される。

過剰生産能力の削減状況を確認すると、2016 年実績が鉄鋼 6,500 万トン（目標：4,500 万トン）、石炭 2.9 億トン（同：2.5 億トン）と目標を大きく上回ったのに続き、2017 年も 5 月発表時点ですでに鉄鋼で削減目標 5,000 万トンに対して達成率 63.4%、石炭では削減目標 1.5 億トンに対して達成率 46%に達している。

これは当面の投資抑制圧力となる反面、そのメリットも顕在化している点は注目しておくべきである。すなわち、鉄鋼・石炭ともにインフラ投資拡大による需要喚起と相まって需給の引き締め観測が強まるとともに、価格上昇が利益率の改善につながっている。工業部門全体としても利益総額は 1-4 月で前年比+24.4%と顕著に回復しており、インフラ投資による景気下支え、生産能力削減による需給改善に加え、減税を含む企業コスト低下策等に一定の効果が認められる。官民別に内訳をみると、主としてその恩恵に浴したののは国有企業であり、同+58.7%と大幅な増益となっている。ただ、民間企業も二桁増益（同+14.3%）に回帰し、その結果、民間投資も回復してきたことは好材料であり（図表 3）、インフラ投資への過度の依存の軽減に資するファクターといえる。

政府は 1-3 月期に行政手数料減免・社会保障費の引き下げなどで企業の費用負担を 2,000 億元削減したうえ、4 月の国務院常務会議では付加価値税率の引き下げや中小企業向け税制優遇など 3,800 億元の減税措置を、5 月の同会議では物流コスト・電力料金の引き下げを含む 1,200 億元の企業負担軽減措置を発表している。企業を巡る環境改善の持続は投資のみならず雇用・所得環境の維持にも寄与しよう。このため、消費には年初来の小型車減税の減税幅縮小（5%→2.5%）の影響が避けられないとはいえ、さほどの減速は考えにくい。

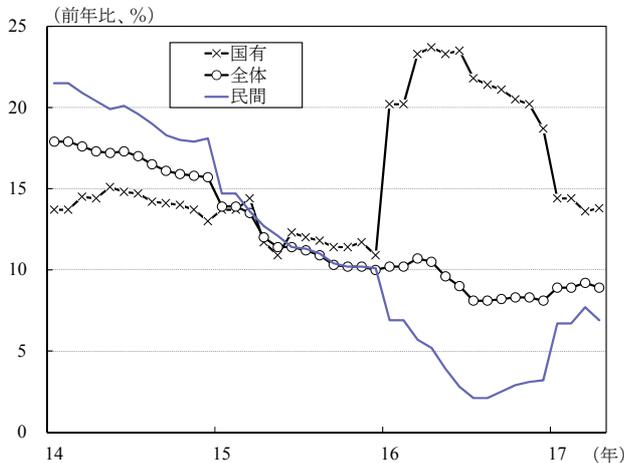
不動産投資の減速については小幅にとどまる可能性が出てきた。住宅価格高騰に伴い、昨秋から各地で住宅価格抑制策が強化されたが、住宅市場の過度の冷え込みを回避すべくより丁寧な需給調整を実施する意図で、4 月には中央政府主導で在庫水準に応じた土地供給策が発表された（在庫が 36 ヶ月以上：供給停止、18-36 ヶ月：供給減、6-12 ヶ月：供給増、6 ヶ月以下：迅速に供給増）。これまでの販売の盛り上がりにより、主要都市の在庫水準は低く、不動産情報会社のデータによれば、多くの地域が供給増の対象となる。もっとも、中小都市の住宅在庫は依然として高水準で、その解消は長期の課題として残りそうである。

一方、輸出については海外景気回復の下で小幅ながら増加基調が予想される。4 月の米中首脳会談で米国の対中貿易赤字削減に向けた「100 日計画」策定で合意、早くも 5 月には米国産牛肉輸入解禁を含む 10 項目の合意文書発表に至り、米国による強硬な対中貿易政策は当面回避された。さらに足元でも中国政府は対米貿易の報告書でエネルギー、農産物、航空機などで対米輸入を拡大する方針を示した。もっとも、対米貿易黒字の大幅削減は容易でなく、2018 年にかけて通商政策上の不透明感が残ることは否定できない。

このように、足元で実体景気が安定感を増すなかで、当局の危機意識は金融リスク回避に向けられている。中国人民銀行（中央銀行）は 2017 年初からオペレーション金利の引き上げに動いたほか、銀行業監督管理委員会が 2 月の郭樹清氏のトップ就任以来、シャドーバンキング抑制を念頭に置いたリスク管理強化策を相次いで打ち出している。こうした流れを受けて、市場金利は長短ともに上昇し、社債市場では発行延期や中止が急増、株価も急落した（図表 4）。4 月 25 日の中央政治局会議

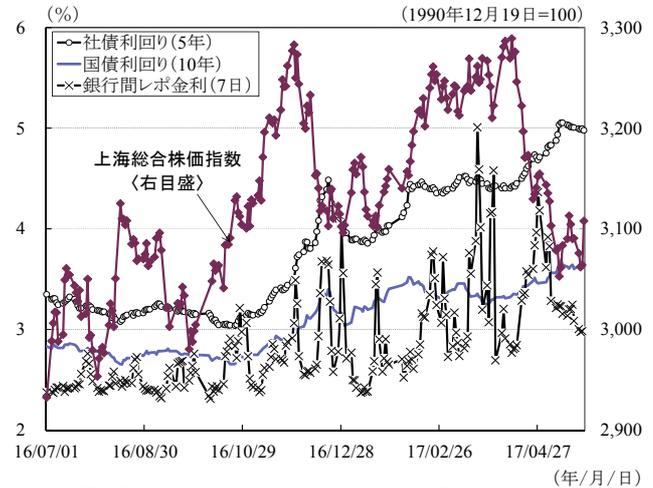
で、習総書記が金融リスク回避を強調した以上、経済政策上の最重要課題にまで浮上したとも考えられるが、デレバレッジと金融資本市場の安定の両立は容易でなく、市場における突発的なリスクの顕在化には十分な注意が必要である。

図表 3：中国の固定資産投資の推移



(注) 年初来累計値。  
(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 4：中国の金利と株価の推移



(資料) 中国人民銀行等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 5：アジア・豪州経済見通し総括表

	名目GDP(2016年)		実質GDP成長率(前年比、%)			消費者物価上昇率(前年比、%)			経常収支(億ドル)		
	兆ドル	シェア、%	2016年実績	2017年見通し	2018年見通し	2016年実績	2017年見通し	2018年見通し	2016年見通し	2017年見通し	2018年見通し
アジア11カ国・地域	18.17	100	5.9	5.9	5.7	2.2	2.5	2.5	4,628	4,143	3,869
<b>中国</b>	<b>11.22</b>	<b>61.7</b>	<b>6.7</b>	<b>6.6</b>	<b>6.2</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>1.8</b>	<b>1,964</b>	<b>1,647</b>	<b>1,569</b>
インド(年度ベース)	2.26	12.4	6.8	7.4	7.6	4.5	5.0	5.7	▲154	▲309	▲368
NIEs	2.56	14.1	2.3	2.3	2.4	1.1	1.5	1.6	2,425	2,333	2,321
韓国	1.41	7.8	2.7	2.5	2.7	1.0	1.8	1.7	987	939	920
台湾	0.53	2.9	1.5	1.9	2.0	1.4	1.2	1.3	723	713	709
香港	0.32	1.8	2.0	2.3	2.2	2.4	1.6	2.0	149	98	96
シンガポール	0.30	1.6	2.0	2.2	2.1	▲0.5	0.6	1.5	567	583	596
ASEAN5	2.14	11.8	4.9	4.9	5.0	2.4	3.5	3.7	393	472	346
インドネシア	0.93	5.1	5.0	5.1	5.2	3.5	4.4	4.8	▲163	▲129	▲153
マレーシア	0.30	1.6	4.2	4.6	4.4	2.1	3.7	2.8	60	80	94
タイ	0.41	2.2	3.2	3.3	3.4	0.2	1.3	1.8	468	496	398
フィリピン	0.30	1.7	6.9	6.3	6.1	1.8	3.3	3.6	6	6	▲16
ベトナム	0.20	1.1	6.2	6.2	6.4	2.7	4.1	4.3	22	20	24
オーストラリア	1.22	-	2.4	2.5	2.7	1.3	1.9	2.1	▲331	▲377	▲342

(資料) 各国統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : [http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/rsrch/index.htm](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm)



## 2017 年前半の中国為替市場動向

三菱東京UFJ銀行（中国）

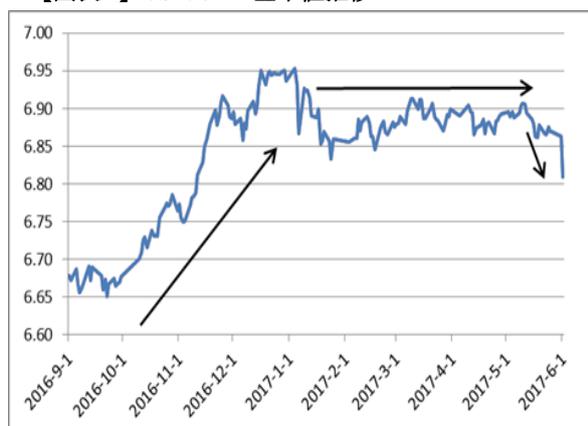
環球金融市場部

トレーディングGr 及川尚宏

中国為替市場では 2016 年後半からドル高人民元安が継続、2016 年末時点でのマーケットでは 1 ドル 7.0 元の大台を突破するのも時間の問題とみられていた。然しながら、年明けからオフショアが主導する形で人民元高が進行し、人民元安期待は後退。2017 年 5 月後半までは 1 ドル 6.85 元から 6.9 元付近のレンジ相場となった。その後、5 月下旬以降は為替介入とみられる大手中資系銀行のドル売り人民元買いの活発化などの要因により人民元高が進行、一時市場では 1 ドル 6.8 元を割れる局面が示現した（【図表 1】参照）。ドル人民元レートの予想変動率をみると、2017 年 1 月から低下傾向にあったが、5 月下旬からの人民元高の急速な動きにより直近は下げ止まっている（【図表 2】参照）。

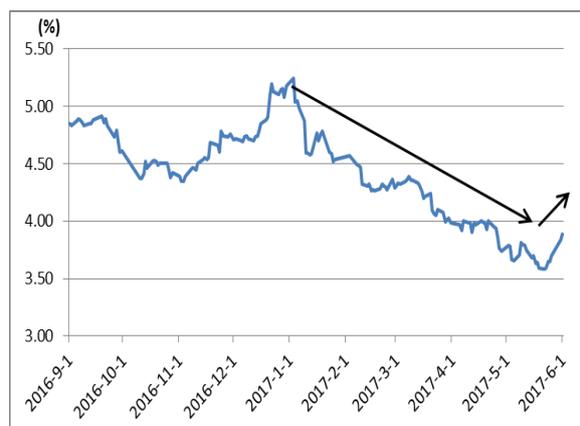
本稿では、2017 年前半、昨年来のドル高人民元安進行がストップし市場が安定した要因と、その後の急速な人民元高の動きの背景について考察する。

【図表 1】 USD/CNY 基準値推移



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 2】 USD/CNY 1Y オプションボラティリティ



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

## 1. ドル人民元市場安定の要因（2017年1月～5月中旬）

## (1) ドルインデックスの下落

ドルの他通貨に対する強弱を表す指標として代表的なものがドルインデックスである。ドルインデックスの動向をみると、昨年後半のトランプ大統領当選後、トランプ大統領の経済・財政政策への期待やFRBの利上げ姿勢による米金利高などの要因により、顕著なドル高となった。しかし、2017年に入ると米政治状況の混乱によりトランプ大統領への期待は剥落。その結果、ドルインデックスは直近高値の103台から下落し、2017年5月に入ると98台を割り込むドル安状況となった。

この間のドル人民元基準値レートとドルインデックスを比較すると、ほぼ同期した動きとなっていることが確認できる（【図表 3】参照）。ドル人民元基準値は、ドルインデックスと強い相関がみられ、ドルの他通貨に対する強弱の動向が極めて重要となる。

本年5月26日、CFETS（中国外為取引センター）はドル人民元基準値の設定方式変更を発表したが（詳細は後述）、従来のドル人民元基準値設定の計算方法は、「ドル人民元市場終値」と「通貨バスケットに対するドルの海外為替市場の変化」を参照し計算するとされている<sup>1</sup>。もし通貨バスケットに対しドルが高く変化した場合、基準値は前日の「市場終値」から人民元安に設定され、反対に通貨バスケットに対しドルが安く変化した場合、基準値は人民元高に設定される。

その為、ドルインデックスの動きが、2017年前半にドル高人民元安の動きを抑制させた最大の要因であったと言えるだろう。

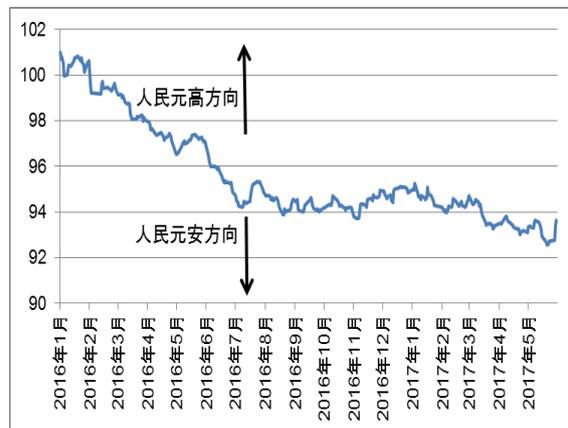
なお、4月以降ドル人民元基準値とドルインデックスに若干の乖離がみられるが、これはドルインデックスの構成通貨とドル人民元基準値が参照する通貨バスケットの構成通貨の違い<sup>2</sup>による影響が大きい。人民元の通貨バスケットに対しての価値を表すCFETSインデックスをみると、緩やかながら人民元安が継続し、5月26日時点の値が92.26とインデックス発表後の最安値を記録した。つまり2017年に入り人民元はドルに対して高くなったが、非ドル通貨に対しては安くなったといえる（【図表4】参照）。

【図表3】ドルインデックスとUSD/CNY基準値推移



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表4】CFETSインデックス



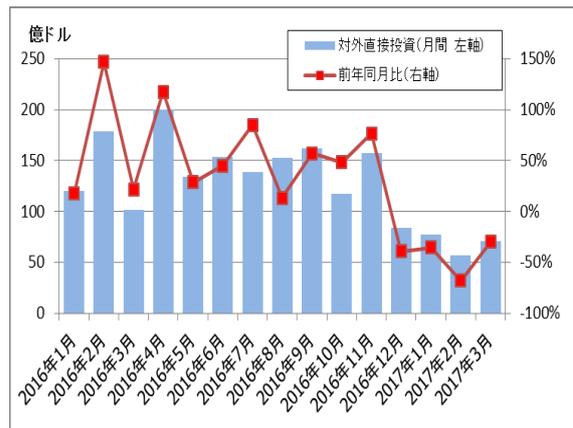
(出典) ロイターから BTMUC 作成

## (2) 資本規制

ドル人民元基準値設定の計算方法の構成要素である「市場終値」は、ドル人民元為替市場での需給を表しているが、今年に入り需給に変化が出ている。つまり恒常的に続いた人民元売り外貨買いの勢いが徐々に衰えてきていることだ。要因としては当局による資本流出規制強化の影響が大きいと考えられる。

当局は、昨年後半から様々な資本流出を規制する通知や指導を發布している。一例を挙げると昨年末、国家外貨管理局（以下 SAFE）は個人に対する外貨転換業務の管理強化について通知を行っ

【図表5】中国対外直接投資



(出典) 中国商務部から BTMUC 作成

<sup>1</sup> 詳細は[中国月報 2017年1月号「人民元為替市場の2016年レビューと2017年の展望」](#) p23 参照。

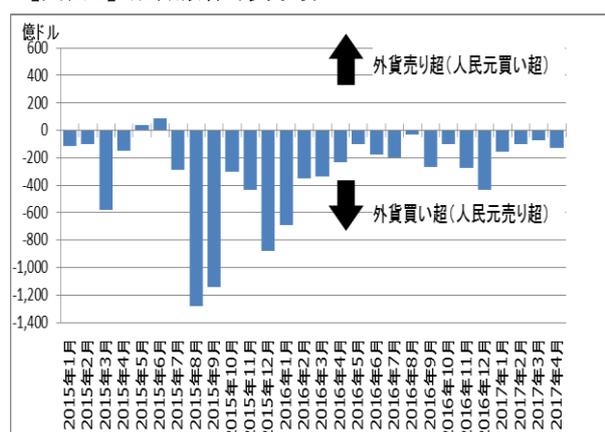
<sup>2</sup> ドルインデックスの構成通貨は EUR57.6%、JPY13.6%、GBP11.9%、CAD9.1%、SEK4.2%、CHF3.6%。基準値のバスケットは、CFETS バスケット、SDR バスケット、BIS バスケットの3種類を参照。ドルインデックスは EUR の比率が高いが基準値参考バスケットは、新興国通貨の比率が相対的に高い。2017年4月以降ユーロ高が顕著になったことで両者の乖離が生じたと思われる。

た。通知によると、個人が外貨転換する際外貨の使用用途や時期などを申請書に詳細に記入する事が求められ、不動産購入や株式投資目的の外貨買いが禁止された。違反すると3年間外貨取得枠が認められないペナルティを課される。法人に対しても一定金額以上の外貨転送金を行う場合、事前に当局の審査が必要とする口頭指導が行われ、企業の外貨転換に制限をかける規制が強化された。

また100億ドル以上の極めて大きな投資案件や国有企業による10億ドル以上の不動産購入や買い手の中核事業ではない領域での大型買収を、原則として認めないとの報道もあり、対外投資に対して一定の制限をかけている。中国商務部発表対外直接投資統計をみると(【図表5】参照)、昨年12月から投資額は急減し、100億ドルを下回る水準で推移している。投資額の前年同月比をみても、2016年11月までは前年同月比はプラスだったが、12月以降はマイナスとなっている。

これら資本規制の影響により、人民元売り圧力に変化が生じたと考えられる。SAFE発表の銀行顧客外貨取引統計では、2015年から続く人民元売り外貨買い超の趨勢は変わらないものの、金額は昨年と比較すると大きく減少しており、人民元売り圧力がある程度緩和された事がわかる(【図表6】参照)。また人民銀行の外貨準備高の推移をみると、2016年にかけて減少が続いていたが、2017年に入り減少に歯止めがかかった。つまり2017年に入り人民銀行が為替市場での外貨売り人民元買いの為替介入を控えた事を意味する。人民銀行は市場での需給が安定していると判断していた為、少なくとも4月までは大規模な為替介入を控えていたとみられる(【図表7】参照)。

【図表6】銀行顧客外貨取引



(出典) SAFE から BTMUC 作成

【図表7】外貨準備高推移



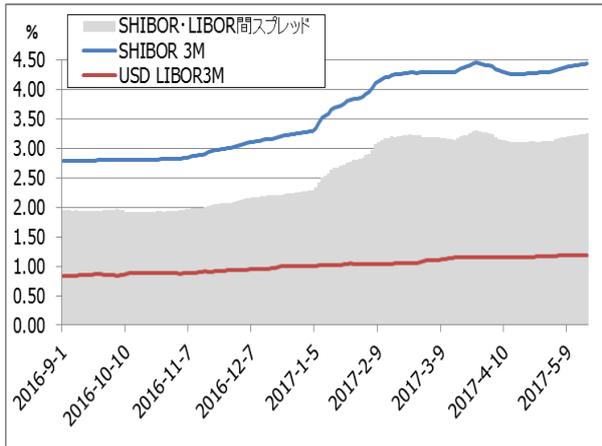
(出典) 人民銀行から BTMUC 作成

### (3) 金利上昇

短期的にみると二国間の金利差が拡大する場合、金利が高い通貨の価値が高くなるのが一般的だ。米中の金利を比較すると、米国は2015年12月に利上げ開始後2017年3月までに計2回の利上げを行い、その間政策金利を0.75%引き上げた。一方中国はその期間、金融政策目標である基準金利の変更は行っていないが、実際の市場金利は昨年後半から上昇を続け、特に2017年に入ると上昇が加速し、米国以上の金利上昇幅を示現した。短期の指標金利である、ドルLIBOR金利とSHIBOR金利を比較すると、2016年9月の段階で両者の金利差は2%を切る水準であったが、2017年5月現在では3%を超える水準まで拡大した(【図表8】参照)。

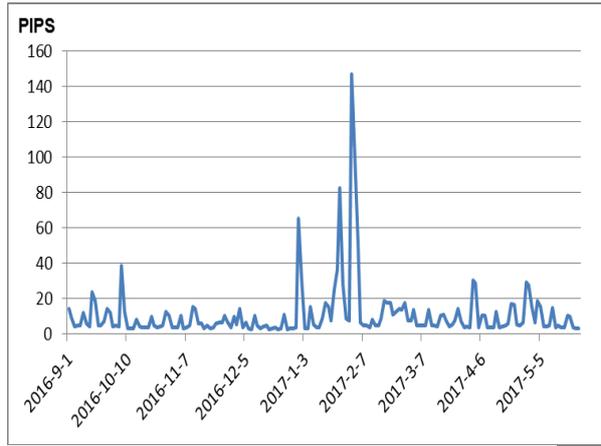
更に金利差拡大により、フォワードポイントも上昇した(【図表9】参照)。フォワードポイントの上昇によりドルロング人民元ショートポジションを保有している市場参加者にとってはキャリアコストが上昇し、ポジション構築がしづらくなる。これらの要因も、ドル高人民元安進行を抑える要因の一つである。

【図表 8】米中短期金利とスプレッド推移



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 9】USD/CNY FWD T/N 推移



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

2. 新基準値設定方法と5月下旬からの人民元高動向 (2017年5月下旬～)

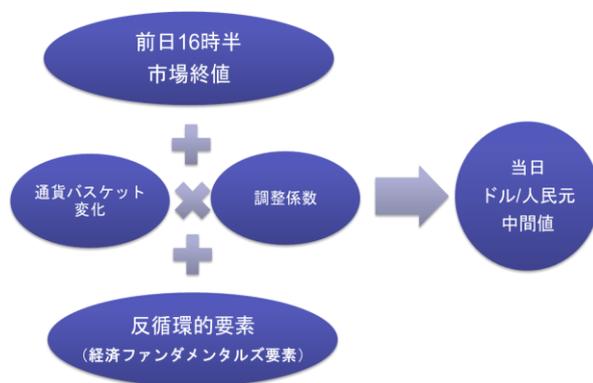
(1) 新基準値設定方法の発表

2017年5月26日、CFETSはHP上で、基準値設定方法の変更を検討していると発表した。これまでの基準値設定方法に加え、「反循環的要素」とよばれる中国経済のファンダメンタルズ状況を反映する要素が加わることが新たな点だ (【図表 10】参照)。

CFETSが公表した資料によると、「現在ドルが弱く、中国の主要経済が概ね良好であるにも関わらず、ドルインデックスが大幅に下落している状況下、現行の基準値設定方法では、人民元は対ドルに対して人民元安方向に設定されている。マーケット参加者の非合理的な予想に基づく行動により、市場に歪みが生じるリスクが存在する状況下、市場の群集心理の影響を低下させ、マクロファンダメンタルズの要素を的確に反映する」ことが見直しの背景とされた。

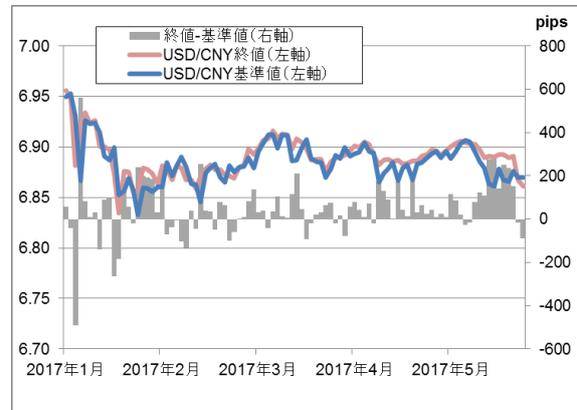
ドル人民元基準値と当日終値の日次の差を今年1月から新基準値発表の5月26日までの合計を計算すると、計4,800PIPS以上人民元安方向へ乖離している。特に2017年4月以降にその動きが顕著となった (【図表 11】参照)。「反循環的要素」が具体的にどのように基準値計算へ影響を与えるかは現時点では明らかにされていないが、乖離を抑える事により当局の思惑通りの水準へ為替市場を導くと考えられる。

【図表 10】新基準値設定方法



(出典) CFETS から BTMUC 作成

【図表 11】USD/CNY 基準値と終値推移とかい離



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

## (2) 急速な人民元高

新たなドル人民元基準値計算方法発表に前後し、オンショア及びオフショア人民元両市場で急速な人民元高が進行した。

オンショア市場では、SPOT 市場で介入とみられる大手中資系銀行による大規模なドル売り人民元買いが見られ、急速に人民元高となり、5月下旬には1ドル6.89元台だった水準から6月に入ると、6.8元台を割り込む動きも見られ始めた。

オフショア市場でも人民元高が進行。要因としては急激にCNHの資金流動性が枯渇した結果、CNHのファンディングコストが急上昇(【図表12】参照)。金利高騰によりファンディングコストに耐えられないCNH売りドル買いポジションの投資家が相次いでポジションを閉じ、反対のCNH買いドル売りを行った結果、人民元高が進行した格好だ。一連の動きは昨年1月と今年1月の人民元高が急速に進行した状況と同じく、何らかの当局の行動があったのではないかと推測される。

【図表12】 USD/CNH と HIBOR O/N金利推移



(出典) Bloomberg から BTMUC 作成

## (3) 5月下旬からの人民元動向についての考察

5月下旬の新基準値設定方法の発表と為替市場での急速な人民元高は、ほぼ時を同じくした動きであった。それまでのドル人民元市場は概ね安定した値動きを続けてきたが、新基準値設定の際の当局発表をみるとドルインデックスの下落や中国経済の回復にも関わらず、市場が人民元高方向へ進まないことを危惧したとみられる。このタイミングでの一連の動きは、米格付け機関ムーディーズによる中国ソブリン格下げが発表されたことや6月FOMCでの米利上げによるドルインデックス上昇などの人民元安要因に対し、当局は早めに手を打つことで人民元下落を抑えようという意図があったと考えられる。

なぜここまで当局が人民元高志向を強めているのか、幾つかの要因が考えられよう。

まず、現在中国は資本流出に対し規制を行っているが、資本流入に関しては拡大を促進している。5月16日にはオフショア債券投資家が中国オンショア債券への投資を容易にするため、香港と中国本土の債券市場を接続する「債券通」とよばれるスキームを発表した。今後このスキームによりオンショア債券をオフショア投資家が購入することにより外貨の流入拡大が見込まれる。しかし人民元安が継続すると投資家が予想した場合、為替差損が発生すると見込まれるため、人民元建て債券の需要は限られてしまう。外貨流入を拡大し国際収支を改善させるためには、マーケットの人民元安予想を転換させることが必要だ。

また、米中関係の観点でみると、トランプ大統領は就任前、中国は不当に人民元安介入を行う為替操作国であると批判を強めていたが、就任後は一旦批判を取り下げている。本来中国が人民元安介入を行っているという批判は的外れであるが、今後人民元安が進行した場合は批判が再燃し、経済制裁など通商分野で痛手を被る可能性がある。その為に中国政府としては人民元安を抑えることが必要となる。

最後に、今年秋に開催予定の中国共産党大会も現在人民元高志向を強めている要因であろう。中国共産党大会は5年に一度開催され、中国共産党のトップ層を含め人事を決定する最重要の会議である。重要会議が控えている中、もし為替市場発の混乱が起きた場合、現指導部への批判が沸き起こる可能性がある。その事は当局が避けなければいけない事態である為、5月下旬からの一連の行動を行ったと考えられる。

以上の要因で現在当局は人民元高志向を強めているとみられる。当局のスタンスが短期的に変化する事はないとみられる状況下、現在の水準からの大幅な人民元安は考えにくく、本年後半はドル人民元市場は一定幅のレンジ内で膠着した値動きになると予想する。

以 上

(連絡先) 三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail : naohiro\_oikawa@cn.mufg.jp TEL : +86-(21)-6888-1666 (内線) 2949



## 華南ビジネス最前線 第 33 回 ～広東省実体経済に関わる企業のコスト引き下げに関する政策方案

三菱東京 UFJ 銀行  
香港支店  
業務開発室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 33 回目となる今回は、広東省人民政府が発表した「広東省の実体経済における企業コスト削減に関する政策方案」の内容について取り上げます。

\*\*\*\*\*  
(ご質問内容)

最近、「広東省の実体経済における企業コスト削減に関する政策方案」が発表されたと聞きました。その具体的内容について教えてください。

\*\*\*\*\*

2017 年 3 月 2 日、広東省人民政府は「広東省の実体経済における企業コスト削減に関する政策方案」(粵府 [2017] 14 号) (以下「本方案」) を公布し、広東省内の企業活動にかかるコストを 2018 年末までに 2,000 億元引き下げる目標を掲げました。本方案によって、企業活動の負担軽減を図り、省内の企業活動の活性化、優良企業の省外への移転に歯止めをかける狙いがあるものと考えられます。本稿では、「本方案」の内容について簡単に紹介します。

### 1. 背景

中国経済の安定成長を持続させる重要な指導策の一つとして、国務院は昨年 8 月「国務院の実体経済における企業コスト削減に関する政策方案」(国発[2016]48 号) を公布し、主に 6 つの方面から企業の負担軽減に関する施策方針を示しました。

- ① 税金・行政手数料の引き下げ：増値税改革の着実な実施や行政手数料の減免範囲拡大等
- ② 資金調達コストの効果的削減：外債調達及び人民元決済の拡大による為替リスク削減等
- ③ 制度関連コストの引き下げ：手続き簡素化、社会信用体制の建設加速、貿易利便化の推進等
- ④ 人件費の引き下げ：最低賃金引上げと調整時期の合理化、社会保険料や住宅積立金における企業負担比率の引き下げ等
- ⑤ 生産要素関連コストの引き下げ：電気代と土地関連コストの削減、土地供給制度の見直し等
- ⑥ 物流コストの引き下げ：物流情報の共有、新業態の発展促進、道路通行料金の引き下げ等

この施策方針について、広東省は既に 2016 年 2 月「広東省供給側改革構造改革総合方案におけるコスト削減行動計画 (2016-2018)」(粵府 [2016] 15 号) で最低賃金を 2017 年まで現状維持とすることや、2016 年 10 月からは職業疾病鑑定費や特許紛争受付費用を含む 11 科目の省行政手数料を

全額撤廃する等、具体的なコスト削減策を示しました。広東省政府の発表によると、昨年末までに、広東省における行政手数料収入は前年比 19.4%減少したほか、増値税改革による減税額は 673 億元に達し、各削減措置による省内企業に対する総合負担軽減額は合計で 2,000 億元を超えたとされています。

## 2. 方案の概要

「本方案」では、こうした昨年の削減効果を受け、国の施政方針に広東省経済の実情を考慮し、より明確かつ豊富な施策により、引き続き省内企業のコスト削減を支える姿勢を示しました。ここでは、外資系企業に関心が高いと思われる内容を抜粋して紹介します。

### (1) 税金・行政手数料の引き下げ

広東省は、国の課税軽減策を利用しながら、省の行政手数料「ゼロ化」を推進し、国の一部行政手数料免除を全国に先駆けて実施します。

その具体的方法として広東省は各政府サービスの電子化を加速し、無料利用を実現することで、企業コスト削減を図りたいと考えており、輸出入貿易関連では既に、今年 3 月に検疫申告システムを導入し、輸出原産地証書・輸出入検疫証書のオンライン受付と無料発行が可能となりました。

また、「本方案」では、政府機関の指名第三者が、政府業務の代行または行政資源を利用して企業から費用を徴収する行為の取り締まりを強調しています。従来、広東省の一部地域では鎮政府関係者が外資系の加工工場に対し「管理費」名目で不透明な費用を要求し、当該管理費が工場側で費用計上できないことが問題視されていましたが、「本方案」により、こうした負の慣習である「管理費」問題の解決が期待されています。

### (2) 人件費の引き下げ

製造業が経済の支柱である広東省では、近年の人件費上昇を受け、少しでも安い人件費を求めて内陸部や海外に移転する例が後を絶たないため、「本方案」では、主に最低賃金と社会保険の 2 つの方面から人件費の抑制を試みています。

- ① 最低賃金：広東省(深圳市を除く<sup>1</sup>)の最低賃金は本年度まで 2015 年水準を維持する方針で、今後は、3 年に一度見直す原則を明確化しました。広州市の現在の最低賃金は 1,895 元で、2008 年から 2 倍以上に上昇した一方、同期間の広州市の工業生産増加率は 55%に止まっています。産業発展を上回るペースでの人件費の上昇は、広東省経済の継続的な発展を阻害しており、政府は今回、企業側に歩み寄り、人件費の抑制に乗り出しました。
- ② 社会保険：広東省における 2016 年の総合社会保険負担率は、全国平均の 41%を大幅に下回る 34%ですが、「本方案」では、更にその比率を引き下げる方向性を明確化しました。例えば、年金保険の企業負担率は、国基準の 20%を下回る 14%を適用します。失業保険の負担比率については、昨年度、既に企業拠出分を 1.5%から 0.8%に、個人拠出率を 0.5%から 0.2%に引き下げており、その効果によって企業拠出額 53 億元、個人拠出分 24 億元の削減を実現しました。今回更なる社会保険料の引き下げにより、省内企業の社会保険負担の大幅な軽減が期待されます。

### (3) 物流コストの引き下げについて

<sup>1</sup> 深圳市は広東省内にあるものの、経済特区の為、最低賃金の基準は広東省とは別に定められている。

従来中国の輸出型経済の中心地であった広東省は、近年では消費促進のため、都市間道路を中心とする交通インフラの整備に力を注いできました。「本方案」では、主に省内物流環境の改善による企業コストの削減策を以下の通り掲げ、広東省区域生産総額に占める物流コストを、2015年の15%から2020年までに14.5%に引き下げる目標を定めています。

- ① 広州市、佛山市、東莞市、中山市及び肇慶市をパイロット地域として物流標準化作業を導入。パレット（荷台）の共用システムにより、パレットの都市間循環使用を実現させ、物流の高度化と効率化による物流コスト削減を図ります。
- ② 広州、東莞でパイロットとして試行されていた共同配送やコールドチェーン物流を促進させて、トラックの通行制限緩和を検討します。
- ③ ノン・ビークル・キャリア（他社フリートを用いるトラック運送請負業）と、ドロップ・アンド・フック（着地で荷下ろしを待たずに新しいトレーラーに付け替えてすぐに出発するトラック運送方式）等、新しい物流方式の利用拡大と共に、企業間での運送能力の共有や車両積載率の引き上げを目指します。
- ④ 道路通行料金の徴収基準を明確化。制度外の費用徴収や自由裁量による費用徴収等に対する取り締まりを強化します。

#### (4) その他

上記のほか、省内企業のコストダウンにつながる各種施策が盛り込まれました。特に中国では、官庁が企業に対し、随時立入調査を実施する慣行がありましたが、「本方案」では、政府の企業経営への干渉を最大限減らすため、立入調査に関する年間計画の作成を要請しています。やむをえず臨時調査が必要となる場合には、法令順守の上で調査を行うことを強調しました。

### 3. まとめ

広東省は、中国の改革開放の先導役として、中国製造業の成長発展に大きく貢献してきました。しかし、中国の製造業を取り巻くビジネス環境が厳しさを増すなか、企業にとって、コストの引き下げは最大の経営課題となっています。省政府も、広東省の製造業の優位性を守るため、企業の負担軽減により良質な製造業の省外への移転に歯止めをかけようとしています。

「本方案」の実施細則は、施策に関わるそれぞれの官庁が策定し、遅くとも今年6月末には実施される予定であり、進捗動向と施策効果に引き続き注目していきます。

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2017年4月28日号掲載分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：tatsuya\_shiratori@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3027

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

**税務会計: 中国国家税務総局が「特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に関する公告」を公布(第二回)**

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

(前号から続く)

**無形資産に関する特別条項**

6 号公告は、無形資産の移転価格についての SAT (中国国家税務総局) の独特な方法を、BEPS の無形資産に関するガイドラインに統合している。国連移転価格マニュアルにおける中国の章で言及された通り、SAT の無形資産に関する移転価格のアプローチは、地域性特別要因の概念と同様、欧米諸国で発展した移転価格実務の中で、バリューチェーン川上および川下における特定の活動が過度に強調されてきたとの立場に基づく。SAT のアプローチは、多国籍企業グループの中国子会社が、その生産および販売活動を通じて、例えば技術ノウハウやマーケティング無形資産などの無形資産を創造すると強調する。これらの無形資産の「経済的所有権」は実質的に多国籍企業グループの中国子会社に属する場合もある。一方で、中国子会社の販売および生産における成果は、海外多国籍企業グループが法律上の所有権を保有する無形資産の価値を増加させている。

16 号公告<sup>1</sup>以外、過去において無形資産の移転価格に言及する法規は少ない。16 号公告中、無形資産に関する条項は以下の二つである。

第 5 条:「企業が海外関連者の提供した無形資産を使用してロイヤルティを支払う必要がある場合、各関連者の当該無形資産の価値創出への貢献度を勘案し、各関連者が享受すべき経済利益を確定する。単に無形資産の法的所有権を保有するのみで、価値創出に貢献がない関連者へのロイヤルティ支払いは、独立企業間原則に従っておらず企業の課税所得を計算する際に損金算入できない。」

第 6 条:「企業が上場融資を主な目的として、海外で持株会社あるいは融資会社を設立し、上場活動において発生した附帯利益を海外関連者にロイヤルティとして支払う場合、企業の課税所得を計算する際に損金算入することができない。」

これらの条項は、6 号公告の第 30 条から 33 条として修正・統合されている。第 32 条では、企業が受け取る、あるいは支払うロイヤルティは、無形資産が企業にもたらす経済利益と合致すべきと特別に規定されている。経済利益と合致しないことで、企業あるいはその関連者の課税収入あるいは課税所得額が減る場合、税務当局は特別納税調整を実施できる。経済利益をもたらさず、かつ独立企業間原則に合致しない場合、税務当局は税引前全額について特別納税調整を実施できる。また、第 32 条は、無形資産の法的所有権を保有するのみで、その価値創出に貢献しない関連者にロイヤルティを支払い、かつそれが独立企業間原則に合致しない場合、税務当局は税引前全額について特別納税調整を実施できると規定している。第 32 条の最初の部分は、ロイヤルティ支払いが経済利益と合致すべきことについて述べられている。これは BEPS の原則と合致し、企業が支払ったロイヤルティが経済利益と合致する場合、税務当局は特別納税調整を実施する必要がないことを提案してい

<sup>1</sup> SAT の 2015 年第 16 号公告「国家税務総局、企業の国外関連者への費用支払に関わる企業所得税の問題に関する公告」

る。これは 16 号公告の第 5 条を改善したものである。多くの税務当局は、16 号公告の第 5 条を、ある無形資産の法的所有権を持つ国外関連者にロイヤルティが支払われた場合、その無形資産がもたらす便益の有無に関わらず、支払全額を調整をすべきと定めるものと解釈してきた。

もう一つ注目すべきことは、過去において、この方面の議論は、中国企業による国外関連者への支払いに重点が置かれていた。しかし、6 号公告の第 31 条および第 32 条の説明によると、企業が関連者から無形資産のロイヤルティを受取ることを規定している。企業がロイヤルティ支払のみに注目する以前の法規に対し、6 号公告では無形資産取引を更に全面的に管理している。より多くの中国企業が対外投資を行い、あるいは無形資産を海外に移転することに伴い、今後、中国企業が無形資産を譲渡することで受け取る対価が独立企業間原則に合致するか否かということに対する中国税務当局の関心がより多く集まる可能性がある。

第 30 条および 31 条は BEPS 行動計画 8-10 を中国法規に取り入れている。これらの二つの規定は、BEPS 行動計画 8-10 の中の無形資産に関する移転価格の長い説明と比較してより簡潔になっている。

第 30 条は無形資産の開発 (Development)、強化 (Enhancement)、維持 (Maintenance)、保護 (Protection)、活用 (Exploration) および普及 (Promotion) 活動 (以下「DEMPEP」) に着目した分析を規定している。企業およびその関連者が無形資産価値の貢献度および相応の収益配分を判定する際に、企業が所属する企業グループのグローバルの運用プロセスを全体的に分析し、各企業による無形資産の開発、強化、維持、保護、活用および普及活動における価値貢献、無形資産価値の実現方式、無形資産およびグループ内におけるその他の業務の機能、リスクおよび資産の相互作用を十分に考慮すべきである。

BEPS 行動計画 8-10 において、多国籍グループメンバーの無形資産価値創出への貢献は、DEMPEP 中の DEMPE の中で果たす機能、使用する資産および負担するリスクを審査し、評価する旨規定している。

中国が最後に追加した P (普及) は、中国市場での普及活動、および中国消費者が製品に抱く認知度を、マーケティング無形資産 (例えば、外国ブランド) の重要な価値貢献要素として強調している。

第 30 条は、企業が無形資産の法的所有権を所有するのみで、その価値創出に貢献しない場合、無形資産の収益配分に参加すべきでないとして規定している。無形資産を形成および使用する過程で、資金のみを提供し、実際に関連する機能を果たさず、関連リスクも負担しない企業は、資金コストに相応する合理的な報酬のみを受け取るべきである。上述の規定は BEPS 行動計画 8-10 に合致する。

第 31 条では、無形資産の使用権を与えるまたは受取ることで、ロイヤルティを受取るまたは支払う場合、以下の状況により適時に調整をすべきと規定されている。適時に調整しない場合、税務当局は特別納税調整を実施できる。

- (一) 無形資産の価値が根本的に変化する。
- (二) 通常の事業慣行に従った、非関連者間の比較可能取引におけるロイヤルティの調整規制が存在する。
- (三) 無形資産を使用する過程で、企業およびその関連者が果たす機能、負担するリスクおよび使用する資産が変化する。
- (四) 企業およびその関連者は無形資産に対して、継続して開発、強化、維持、保護、活用および普及に貢献したものの、合理的な報酬を受取っていない。

上述の規定は BEPS 行動計画 8-10 に合致する。BEPS 行動計画ではより多く詳細に説明がされている。

## 役務に関する特別条項

6号公告は、SATの立場をより反映し、16号公告の規定および実践を通して、関連役務取引が独立企業間原則に従うか否かを判断することを探求している。

第34条は、独立企業間原則に合致する関連役務取引を、同じまたは類似した状況におけるビジネス慣行と公正価格にしたがって値付けされる、非関連者間の受益性役務取引であると定義する。6号公告の規定によると、受益性役務とは役務受領者に直接的または間接的な経済利益をもたらさねばならず、また非関連者が、その役務を自発的に購入または自ら実施するであろうことが求められる（これはOECD「受益性テスト」と一致する）。

第35条の規定によると、関連者が提供する次の役務は受益性役務とみなされない。

- (一) 役務受領者が既に購入している、または自主的に実施した役務活動。
- (二) 役務受領者の直接または間接投資者の投資利益を保障するために実施した支配、管理および監督などの役務活動。
- (三) 特に役務受領者向けに実施されず、企業グループに属することで偶々便益を受取る役務活動。
- (四) 役務受領者がその他の関連取引により既に対価を得た役務活動。
- (五) 役務受領者が果たす機能および負担するリスクとは関係ない、または役務受領者の経営ニーズに合致しない関連取引。
- (六) 役務受領者に直接的または間接的な経済利益をもたらさない、あるいは、非関連者であれば自発的に購入しないまたは自ら実施しないであろう、その他の役務活動。

上述の非受益性役務は16号公告で公布した内容と一致している。誤解を防ぐために、6号公告は上述の第(二)項から第(六)項までの非受益性役務について例を挙げて説明している。

第36条は関連役務取引の価格を確定する直接および間接的な方法を規定している。BEPS行動計画8-10の勧告に対応する。

ここで一つ言及に値するのは、BEPS行動計画8-10と比較して、本公告では低付加価値のグループ内部サービスの簡易的な価格設定方法に言及していないことである。これはSATが役務関連取引を高リスク取引と考える一貫した立場と一致する。

6号公告は、16号公告および意見募集稿と類似しており、企業が受益性役務を提供したことを証明・支持するために準備・保存すべき資料の種類と内容を具体的に説明していない。そのため、納税者は、税務当局から、特に財務、税務、人事および法律など、グループ内役務取引について質問を受ける場合、その举证負担が増えることになる。SATが近いうちに関連指針を公布することが望まれる。

無形資産の一部の関連規定と同様、6号公告は、グループ内役務取引、および中国企業が国外関連者から受け取る役務料金について強調している。

## 相互協議手続

SATが2013年に公布した第56号公告は相互協議手続の実施手続を提示している。6号公告には、特別納税調整事項に関連する相互協議手続の具体的な規定が含まれている。租税条約条項の解釈または実施に関する相互協議手続は56号公告の関連規定に従い実行することを明確にしている。

56号公告によると、相互協議手続は省国家税務局に申請するが、6号公告によると、特別納税調整事項に関連する相互協議は直接SATに申請するとある。特別納税調整事項を担当する主管税務当局（通常、省級税務当局）は相互協議通知書を受領後、企業に相互協議契約書を送付し、追加納税（還付）の実行を監視する。

56号公告第9条第6項の規定によると、中国の居住納税者は二重課税される可能性がある場合、あるいは既に二重課税された場合、相互協議手続を申請できる。一方、2017年6号公告第52条第5項によると、SATは特別納税調整案がまだ完了していない企業、または完了しているが税金を納付していない企業の相互協議手続申請を拒むことができる。すなわち、中国の居住納税者は、実際に二重課税されない限り、特別納税調整の過程において相互協議手続申請できない。これは、企業またはその関連者が移転価格調整通知書を受取った場合にのみ、相互協議手続申請を提出できるという2号文の規定に一致している。注目すべきなのは、2号文は、企業またはその関連者が、移転価格調整通知書を受取ってから3年以内に相互協議手続を申請しなければならないと規定していたが、6号公告は、中国が締結した租税条約中の、相互協議手続申請期限についての規定を一般的に参照するのみである。OECDは紛争解決の効率性を高めるべく取り組んでいるが、6号公告では、相互協議案件を解決するためにSATが要する時間を明確にしていない。

相互協議手続申請は、申請書受取日に受理される。申請書を郵送する場合、納税者はSATが申請を受理したことの書面での確認を希望するかもしれない。6号公告施行前に受理されたが、合意に達していない相互協議案件には、6号公告の規定が適用される。

## 筆者所見

6号公告は、中国移転価格の歴史の中で一里塚的に重要な法規のひとつである。SATが過去に公布した多くの関連法規および実務を統合し、またBEPS移転価格ガイドラインを現地化している。今後数年間にわたるその納税者への影響は甚大であろう。

### 特別納税調査

16号公告と比較し、本公告にある「実体の薄い」事業体に対する支払いに関する規定は緩やかであり合理的である。今後、この規定が、「実体の薄い」事業体への支払いを画一的に否定しないものの、それら事業体への不合理な利益移転の防止を目指すBEPS移転価格ガイドラインと整合的に運用されるよう期待する。また、税務当局は、「実体の薄い」事業体に対する支払が独立企業間原則に従うか否かを審査するとき、6号文に準拠して、支払を受ける「実体の薄い」事業体の経済実体のみならず、その他の事業体の経済実体も考慮することが望ましい。このアプローチは、支払自体は独立企業間原則に従う、すなわち、その支払が中国納税者が提供する便益に相応し、第三者が比較可能な状況で自発的に支払うであろう額と整合するにもかかわらず、「実体の薄い」事業体に支払われることのみによって中国納税者が不公平な二重課税を受けないことを担保する。

6号公告における特別納税調査に関する多くの新規定は、SATが過去数年の間に発展させた実務を体現している。注目すべきは、それら法規の一部はBEPS移転価格ガイドラインと無関係であり、またそれら法規の実際の適用が、BEPS移転価格ガイドラインと一部整合しないことである。

例えば、6号公告中の来料加工業務に係る規定は、委託元による支配、委託元が負うリスク、およびそれらの経済的帰結を完全に否定し、比較対象企業が見つけない限り、来料加工業者の報酬を委託製造業者のそれに合わせるよう求める。現実問題として、そのような比較対象企業を探すのは難しく、たとえ存在したとしても公開された企業情報は入手できないため、多くの納税者にとって、税務当局の調査を回避するためには、来料加工取引価格を委託製造取引価格として設定するしか選択の余地がない。また、BEPS移転価格ガイドラインは、リスク（としばしばそれに伴う利益）の人為的な配賦を防ぐ努力として、関連者間のリスク配分とその結果としての利益配分を評価する際、企業のリスク管理能力、およびリスク負担のための財務力を考慮すべきことを強調している。対照的に、6号公告は、総体として、リスク分析あるいはリスクの取り扱いに関するSATのアプローチについて実質的に述べていない。また、SATが企業のリスク管理能力をどう重視するかについてい

かなる説明もされていない。ただし、SATは、従来から企業の果たす機能を重視してきたので、それは意外ではない。リスクに関する記述の欠如は、SATが今後も機能分析を嗜好し続けるであろうことを示唆している。

6号公告の地域性特別要因に関する規定は、BEPS行動計画8-10で提言されたロケーションセービングとマーケットプレミアムの議論と整合しているようであるが、6号公告(および42号、64号公告)における地域性特別要因についての議論は、BEPS行動計画8-10におけるほど詳細ではなく、地方の税務当局に解釈と適用の余地が与えられている。注目すべきは、BEPS行動計画8-10が、ロケーションセービングが最終的にいかに拡散し、独立消費者あるいは供給者に移転されるかについて論じている一方で、6号公告には当該観点の説明がないということである。体系的な分析方法が存在しないこと、また、地域性特別要因の存在を理由として、関連者取引の一方の当事者を対象とした移転価格算定方法の適用を拒否するSATの伝統的な傾向により、BEPS行動計画が意図するものと異なる結果をもたらす可能性がある。

#### 比較性分析および移転価格算定方法

6号公告は資産評価方法を関連者取引の検証に適した移転価格算定方法として法規化し、それはBEPS行動計画8-10の勧告と一致し、それらの資産評価方法は無形資産取引の価格設定の検証に適用できる。

意見募集稿で提言された価値貢献分配法は最終的に採用していない。しかし、6号公告は「経済活動が発生し価値が創造される場所で利益が課税される原則を示す他の方法」を提示している。それにより、SATが移転価格調査において新しい方法を導入する余地が残されている。今後、価値貢献分配法、あるいはそれに類似する検証方法が実務上用いられたとしても驚くには当たらない。実際、中国移転価格税制執行の先駆者である江蘇省国家税務局は、納税者の従来の考え方を変え、バリューチェーン分析(主に資産、収入、費用および原価などの一つの要因または一連の核心的な要因により、バリューチェーンにおける各参加者の利益配分を確定する)に基づく移転価格の新しい方法を試すことを提案したことがある。ただし、公式による利益分配法を単純に採用することを避けることも提言している。その新しい方法は価値貢献分配法と似ている。

SATは、個別の移転価格算定方法の妥当性判断にあたり、納税者に地域性特別要因および重要な無形資産を分析することを要求することにより、片側検証による移転価格算定方法の使用を制限しようとしている。片側検証による移転価格算定方法、特に取引単位営業利益法は適用が簡単であるため(例えば、比較可能な機能を持つ第三者の会社を幅広く探しやすい)、以前から中国納税者は頻繁にそれを利用してきたが、国連移転価格マニュアルにおける中国の章で書かれているように、SATは、発展途上国において「適切な」比較可能企業を探すことに懸念を示している。SATは、地域性特別要因の存在により、相応の調整をしない限り、先進国の比較可能会社を単純に使用できないと主張する。また、近年、SATは、中国における無形資産の存在を理由に、比較可能企業を用いた分析に疑義を呈し、またそれを否定している。6号公告は、取引が重要な無形資産に関係する場合、取引単位営業利益法を適用すべきではないと規定している。また、6号公告は「重要な無形資産」の定義を明確にせず、かつこの概念はBEPS行動計画8-10で提言された「特有で重要な無形資産」と異なるため、無形資産が重要である(それが特有あるいは一般的かに係らず)と考えられる場合、納税者による取引単位営業利益法の使用が否定される十分な余地が残る。上述の点と「地域性特別要因」の存在により、片側検証による移転価格算定方法に依拠すること、あるいは少なくともそれのみに依拠することは、複雑な取引に対して行われる移転価格調査に対応できない。

#### 無形資産に関する特別条項

まず、6号公告は、それが税務当局と納税者、および複数の税務当局の間で論争を引き起こす重

要事項であるにも関わらず、無形資産に関する移転価格問題について極めて薄弱な議論しかしていない。そのような無形資産に関する議論の欠如は、事例研究や公的な解釈により補足されない限り、実務において異なる解釈や適用を招く結果となろう。

既述の通り、6号公告は、BEPS 行動計画の一環として OECD が推奨する DEMPE の観点に P を追加した、DEMPEP による分析を規定する。DEMPEP は、OECD が推奨する DEMPE と大きく異なることはないが、最後の P (普及) は OECD の推奨する DEMPE 中二番目の E (活用) に暗に含まれると解釈することが出来るので、6号公告が無形資産分析の観点として最後の P を明示的に追加したことは、中国での販売促進および製品認知度の確立がマーケティング無形資産の価値向上要因として重要であるとの、中国の従来からの強い主張をさらに強化するものと言える。

BEPS 行動計画 8-10 との比較において、6号公告中最も欠落している部分は、OECD が前者で行う無形資産の価値創造におけるより重要な機能についての議論であろう。例えば、BEPS 行動計画 8-10 は、研究開発プログラムの設計と管理、創造の努力に優先順位を付けて指揮すること(“青天井”研究活動の決定を含む)、および予算管理を、自主開発無形資産、あるいは追加研究開発の基盤となる外部者調達無形資産に関わるより重要な機能として挙げている (BEPS 行動計画 8-10 セクション 6.56)。

「より重要な機能」は OECD による DEMPE の核心である。通常、これらの重要な機能は無形資産の価値に大きく貢献するため、当該機能に対して、多国籍グループが無形資産の活用によって得る利益から、より定型的な機能を果たす企業に対するより大きな取り分が与えられるべきであろう。

「より重要な機能」についての解釈の差は、移転価格の結果に極めて大きな差をもたらす可能性がある。上記「より重要な機能」についての議論の欠落は、どの機能がより重要であり、結果その機能により多くの利益を配分できるかについて、中国税務当局に大きな裁量を与える。

DEMPEP による分析、「重要な機能」についての説明欠如、および SAT が以前から重視する、多国籍グループが中国で頻繁に行う「バリューチェーンの中流活動」(例えば、製造、試験生産など)や中国市場開拓活動は、中国と外国の税務当局の間の見解の相違に容易につながり、ひいては二重課税につながる。加えて、過去の中国の執行実務に鑑み、中国税務当局が、DEMPEP 機能の「管理」(OECD による選好)ではなく「実行」により焦点を当てる可能性が高い。

6号公告におけるもう一つの重要な欠落は、評価が困難な無形資産(「Hard-To-Value-Intangibles、HTVI」)についての議論、具体的には、HTVI が関わる取引価格を後知恵で評価することの妥当性についての議論である。納税者は、そのような指針がなければ、税務当局から呈される疑義への対応上、極めて不利な立場に置かれる。税務当局からのそのような問題提起に納税者が対抗したいならば、取引実行時点で十分な文書を備えておくことが不可欠となる。

#### 役務に関する特別条項

6号公告第34条は、「受益性役務」の概念を提示する。また、役務が「直接的または間接的な経済的便益」をもたらし、かつ独立企業が自主的にそれを購入、または自ら行うであろうものであることを求めている(これは後者は OECD による「受益性テスト」と一致する)。ある役務がその受領者に対して「直接的または間接的な経済的便益」をもたらすと肯定的に評価するためには、中国納税者が支払役務料金とその役務が生む限界利益の関係を証明せねばならないとの兆候がある。この要求は、OECD の役務費用の関連規定が求める範囲を超えている。OECD の指針は、役務からの予想便益が将来長期にわたって得られる可能性と、役務が当初予想した便益を実際には生まない可能性を認めている。ある役務が「直接的または間接的な経済利益」テストを満足することを示すために何が十分な証拠となるか、現時点で明確ではない。多国籍企業の子会社が、その対外役務料金支払控除を、要求される兆しに見える「限界利益」を用いた分析によって説明することは極めて困

難である。

受益性がないと考えられる役務について、6号公告第35条は、具体的な例を用いて、従来の16号公告による指針に比べてより明確に述べている。納税者が特に懸念の声を上げている領域は、中国税務当局による、OECDの指針に比べてより広範な株主活動の定義である。この点について、第35条に挙げられた例は、納税者が、中国の観点から、株主関連であり、受益性がないと考えられる種類の役務を判断するのに役立つ。第35条に挙げられた多くの例は株主活動の範囲内にあり、したがって、BEPS行動計画8-10において料金を受け取るべきではないとされる役務であるが、その範囲を超えるものがある点に注意すべきかもしれない。

具体的には公告に挙げられた四つ目の例である。ここでは、多国籍企業グループの意思決定、監督、管理、法令順守の目的で実施される、財務、税務、人事、法務などの活動に受益性はないとされる。しかし、実務上、これら活動の多くは子会社の事業活動と重なる。例えば、ある米国の多国籍企業は、中国子会社を含むその子会社すべてが特定の米国法規に従うことを確保するためのコストを支払うかもしれない。一方、中国子会社には、その米国の顧客と取引するために、同じ米国の法規に従う事業上の必要があるかもしれない。この場合、中国子会社が特定の米国法規に従うために多国籍企業が実施し、かつそのコストを負担する活動に受益性がないと考えることは、若干不公平と思われる。なぜなら、そのような活動は、明らかに中国子会社が自発的に対価を支払う、あるいは自ら実施する活動だからである。

OECDのBEPS行動計画が提言する「低付加価値サービス」に対する「セーフハーバー」ルールを取り入れないとのSATの決定は、すべてのグループ内役務取引は高リスク取引であるとのSATの立場を補強するものであり、これら取引が今後も厳しい審査の対象であり続けるだろうことを示している。

#### 相互協議手続

紛争解決手続の改善はBEPS行動計画と密接不可分である。BEPS行動計画14は、租税条約関連の紛争解決のための最低限の標準を設け、BEPSプロジェクトの結果に従うすべての国（中国を含む）は、その標準を実施し、またピアレビュー手続を経なければならない。そのような最低標準の一つとして、各国は相互協議案件を適時解決しなければならない。具体的には、24ヵ月内の解決が提言され、またその提言をOECDモデル租税条約の次回更新に含まれる第25条コメントリーに書くことが企図されている。

中国は、2015年度BEPS成果物を承認したG20メンバーとして、BEPS行動計画14で提言された最低標準の実行を約束している。かつて、納税者は、相互協議案件を解決するとのSATの約束に対して懸念を示してきた。長年にわたりSATにおける人員が手薄であるためである。SATの国際税務司に反避税三処が設けられたことにより、状況はある程度改善されるであろう。その定員40名すべてが揃った場合、SATにおける人員は4倍となる。中国における各種移転価格案件対応人員はある程度増強される。

了

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

中国上海市静安区南京西路1226号恒隆広場50F

Tel : +86-21-2212-3403 E-mail : yasuhiko.otani@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

- 北京支店
  - 北京經濟技術開發区出張所
  - 天津支店
  - 天津濱海出張所
  - 大連支店
  - 大連經濟技術開發区出張所
  - 無錫支店
  - 上海支店
  - 上海虹橋出張所
  - 上海自貿試驗区出張所
  - 深圳支店
  - 広州支店
  - 広州南沙出張所
  - 成都支店
  - 青島支店
  - 武漢支店
  - 瀋陽支店
  - 蘇州支店
  - 蘇州常熟出張所
  - 福州支店
  - 杭州支店
- 三菱東京UFJ銀行
- 香港支店
  - 九龍支店
  - 台北支店

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自貿試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 廣融大廈15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術產業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

## 【本邦におけるご照会先】

### 国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。